

令和 7 年 9 月

事業主 各位

東京貨物運送健康保険組合理事長
(公印省略)

『マイナンバーカード・健康保険証一本化（保険証廃止）』について

仲秋の候、皆様におかれましては、常日頃より当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 12 月 1 日をもって被保険者証が廃止となりマイナ保険証へ一本化され、現在お使いの被保険者証、高齢受給者証が使用できなくなります。現在被保険者証、高齢受給者証をお持ちの方は今後の取扱いを以下のようにさせていただきます。

【高齢受給者証も廃止されますので、マイナ保険証（情報連携にて負担割合確認）もしくは資格確認書（負担割合が記載）をご使用ください】

●マイナ保険証がご利用（紐付けあり）できる方

- ・ 交付されるものではありません、マイナ保険証のご利用をお願い致します。

●マイナ保険証がご利用（紐付けなし）できない方

- ・ 資格確認書を交付（職権により令和 7 年 11 月上旬から中旬）いたします。
- ・ 事業所宛に郵送いたしますので該当被保険者にお渡しいただきますようお願いいたします。

※現在お持ちの被保険者証に関しましては回収いたしませんので各自破棄して頂きますようお願いいたします。高齢受給者証も同様の扱いとなります。（破棄される際は個人情報を含むため十分に注意をしてください。）

『資格確認書有効期限切れ更新』について

令和 6 年 12 月 2 日以降発行しています資格確認書に関しまして 1 年間の有効期限とされている為更新が必要となります。

手続等に関しましては一切不要です、職権により有効期限が切れる前月（月上旬から中旬）に交付し郵送いたします。（更新時点でマイナ保険証のご利用いただける（紐付けあり）方には交付されません）お手数ですがこちらも事業所宛に郵送いたしますので該当被保険者にお渡しいただきますようご協力をお願いいたします。

※有効期限切れの資格確認書に関しましても回収は致しませんので各自破棄していただきますようお願いいたします。（破棄される際は個人情報を含むため十分に注意してください。）

問い合わせ先 資格課 03-3359-8164